

日 調 連 発 第 8 7 号
平成 2 3 年 5 月 3 1 日

各土地家屋調査士会研修担当役員 殿

日本土地家屋調査士会連合会
C P D 運 営 委 員 長

土地家屋調査士専門職能継続学習（土地家屋調査士C P D）制度の資料の送付
について（通知）

平成 20 年 9 月 30 日付け日調連発第 210 号をもって送付した標記制度の資料の内、「土地家屋
調査士専門職能継続学習（土地家屋調査士C P D）制度 Q & A」について、この度、全面的
に改訂しましたので、同制度の運用の参考とされますよう別添のとおり送付します。

Subject: Fw: CPD制度の資料【連発87号】
From: 佐賀県土地家屋調査士会 <sagatyo@po.bunbun.ne.jp>
Date: Tue, 31 May 2011 11:00:47 +0900
To: 佐賀県土地家屋調査士会 <sagatyo@po.bunbun.ne.jp>

会員様

「CPD制度の資料」を転送します。

佐賀県土地家屋調査士会
〒840-0041
佐賀市城内二丁目11番10-1号
TEL : 0952-24-6356
FAX : 0952-24-6349
Eメール : sagatyo@po.bunbun.ne.jp

Sent: Tuesday, May 31, 2011 10:33 AM
Subject: CPD制度の資料【連発87号】

各土地家屋調査士会事務局 御中

いつもお世話になっております。
標記について、下記の文書を送信いたしますので、
ご査収いただきますようお願いいたします。

記

土地家屋調査士専門職能継続学習（土地家屋調査士CPD）制度
の資料の送付について（通知）
（平成23年5月31日付け日調連発第87号）

日本土地家屋調査士会連合会事務局

| | |
|--------------|--|
| 23R087別添.doc | Content-Type: application/msword Content-Encoding: base64 |
|--------------|--|

23R087.doc

| | |
|------------|--|
| 23R087.doc | Content-Type: application/msword Content-Encoding: base64 |
|------------|--|

土地家屋調査士専門職能継続学習
(土地家屋調査士CPD) 制度 Q & A

平成23年5月

日本土地家屋調査士会連合会研修部

目次

1 土地家屋調査士CPDの概要（6 ページ）

- Q1-1 土地家屋調査士CPDの目的は何か。
- Q1-2 土地家屋調査士CPDの制定根拠は何か。
- Q1-3 土地家屋調査士CPDはどのように構成されているか。
- Q1-4 土地家屋調査士CPDの形態と研修内容の詳細はどのようなものか。
- Q1-5 土地家屋調査士CPDの対象者は誰ですか。

2 認定基準表の概要（7 ページ）

- Q2-1 認定基準表の概要について説明してほしい。
- Q2-2 認定基準表の種別及び区分について説明してほしい。
- Q2-3 土地家屋調査士CPDのポイントとは何か。
- Q2-4 ポイントはすべての研修等に付与されるか。
- Q2-5 会員が所属する土地家屋調査士会以外が主催する研修会等に出席した場合のポイントはどう扱われるのか。
- Q2-6 認定基準表の区分「外部」について教えてほしい。
- Q2-7 講師のポイントが受講のポイントの3倍の理由はどのようなものか。

3 認定基準表（参加学習型）（10 ページ）

- Q3-1 土地家屋調査士特別研修は、研修ごとにポイントを付与するのか。また、考査もポイントを付与するのか。
- Q3-2 ADR認定土地家屋調査士に対するポイントも存在するのか。
- Q3-3 公共嘱託登記土地家屋調査士協会が主催する研修会に参加してもポイントは付与されるか。
- Q3-4 各支部の研修会・委員会活動・グループ研修はポイントの対象か。また、各支部で研修内容や開催頻度に差が生じると思うがどうすればよいか。
- Q3-5 有志でグループ研修を実施した場合もポイントは付与されるか。
- Q3-6 地方公共団体が主催の研修会は認定基準表の区分上では「外部」となるが、対象者が土地家屋調査士のみであり、時間管理も可能な場合、区分「一般講習会」としてよいか。
- Q3-7 各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会の研修会において、受講を証明してくれない場合もポイントは付与されるか。
- Q3-8 測量CPDの講習会もポイントが付与されるか。
- Q3-9 受講条件を設定した研修会を開催した場合もポイントを付与できるか。
- Q3-10 eラーニングでコンテンツを視聴した場合、どうやってポイントが付与されるか。

Q3-11 eラーニングでコンテンツの視聴を途中で止めた場合、その地点までの視聴履歴でポイントが付与されるか。

Q3-12 eラーニングの同一コンテンツを何度も視聴した場合、その度にポイントが付与されるか。

Q3-13 集合形式で開催された研修会とeラーニングで視聴したコンテンツが同一の場合、両方の分のポイントが付与されるか。

4 認定基準表（情報提供型）（12 ページ）

Q4-1 以前の認定基準表では、情報提供型の各種別（講師・執筆・社会貢献）にポイントの年間の上限は設定されていなかったが、なぜ設定したのか。また、上限を超えたポイントは、他のコードや他の年度にポイントを振り替えてよいか。

Q4-2 支部の研修委員で講師と資料作成を分担したが、どのようにポイントを付与すればよいか。

Q4-3 市町村で開催する無料登記相談もポイントが付与されるのか。

5 認定基準表（自己学習型）（12 ページ）

Q5-1 連合会会報購読のポイントはいつ付与するのか。またコードは何か。

Q5-2 雑誌又は書籍を借りて読んだ場合もポイントは付与されるか。

Q5-3 以前購入してポイントが付与された図書の続編や改訂版を購読した場合、ポイントは付与されるか。

Q5-4 指定された図書の過去の購入者もポイントを付与できるとのことであるが、領収書がなくてもよいか。また、いつ付けでポイントを付与するのか。さらに、過去を正確に遡ることができない場合、過去の購入者はポイントを付与しなくてもよいか。

Q5-5 自己学習型では、ポイントの年間の上限が設定されている区分があるが、なぜ設定したのか。また、上限を超えたポイントについては、他のコードや他の年度にポイントを付与することは可能か。

Q5-6 土地家屋調査士会等から借りた研修会の映像（DVD等）を視聴して、ポイントは付与されるか。

6 認定基準表（別表コード一覧）（13 ページ）

Q6-1 認定基準表の区分「社会貢献」は別表に該当するコードがない。

Q6-2 講師のコードの組み立て方がわからない。

Q6-3 認定基準表別表コード一覧の「42 研修・業務役員等従事者（役員・担当役員別）」の用途がわからない。

Q6-4 土地家屋調査士会（センター構成員・同相談員・同調停員含む）・ブロック協議会・連合会の役職者に対して、ポイントは付与されるか。

Q6-5 不動産登記法第14条地図作成作業の従事者・委員長・班長及び筆界調査委員もポイントの対

象か。

Q6-6 連合会会報購読のコードは何か。

Q6-7 新人研修では複数の研修科目があるが、それぞれコードを分けなければならないか。

7 研修計画 (14 ページ)

Q7-1 連合会から研修計画や研修制度が示されていない。

Q7-2 研修制度の規則等を制定したいがどのようにすればよいか。

Q7-3 土地家屋調査士会で実施している研修制度と連合会が制定した土地家屋調査士CPDとの整合性がとれないが、どうすればよいか。

Q7-4 土地家屋調査士CPDの実施に伴い、従来の研修の他に新たな研修が必要か。

Q7-5 土地家屋調査士CPDの実施に当たり、細分化した研修計画の設定や理解度を問う必要性はないか。また、連合会で標準的なテキストは作成しないのか。

Q7-6 各ブロック協議会、各土地家屋調査士会及び各支部で研修内容や開催頻度に差が生じるがどうすればよいか。

Q7-7 会員が目標ポイントをクリアするためには、研修回数の増加及び大規模会場の確保が必要となり、今まで以上に予算を確保する必要があるが、連合会はどのように考えているのか。

Q7-8 研修プログラムの認定に必要な書類は何か。また、同認定の申請はいつまでに行うのか。

Q7-9 土地家屋調査士CPDに研修ライブラリは関係あるのか。

Q7-10 連合会が推薦する講師はいるのか。

8 時間の管理 (16 ページ)

Q8-1 ポイントの付与の根拠となる時間の管理について教えてほしい。

Q8-2 受講者が遅刻・早退した場合のポイントについて教えてほしい。

9 ポイントの取扱い (16 ページ)

Q9-1 1年間に取得するポイントに限度はあるか。また目標ポイントの指針はあるか。

Q9-2 1年間の目標ポイントと5年間の目標ポイントを設定した理由は何か。

Q9-3 目標ポイントの達成者に対する顕彰は考えているか。

Q9-4 ポイントが少ない会員への指導はどのように考えているのか。また、ポイントの有効性はどのように考えているのか。

Q9-5 ポイントの取得に偏った会員が出るのではないか。また、ポイント数によって会員資質の優劣が判断されるおそれはないか。

Q9-6 会員の資質が高いのにポイントが少ない場合はどのように考えるのか。

Q9-7 入会前に新人研修を受講したが、入会後にポイントを付与してもらえるか。

Q9-8 土地家屋調査士法人に対するポイントはどうなっているのか。

Q9-9 ポイントの有効期限はどうなっているか。

10 ポイントの公開 (18 ページ)

Q10-1 ポイントの公開方法はどのような方法か。また、どのような内容を公開するのか。

Q10-2 ポイントの公開は理解するが、会員の業務歴の長さによる合計ポイントの差はどう考えるか。

Q10-3 ポイントを公開するに当たり、会員の同意を得なければならないのか。また、同意を得るためのひな型は存在するか。

Q10-4 ポイントを公開するに当たり、会員の同意が得られなかった場合、出欠の情報だけでも公開して構わないか。

11 CPD管理システム (19 ページ)

Q11-1 システムをインストールしているパソコンを買い替えたいが、購入するパソコンのOSがWindows 7 Home edition でも動作するか。

Q11-2 システムの「配布取込」から、連合会から送付されたCPDファイル(会番号-年月日CPD)を選択しようとしたが、該当ファイルが表示されない。

Q11-3 システムを動作させる際、「java. lang. System のタイプ初期化子が例外をスローしました。」とのエラーが表示された。

Q11-4 システムで外字を表示したい。

Q11-5 新入会員の研修情報を反映したいが、名簿に存在しないし入力もできない。

Q11-6 システムの「配布取込」で表示される「変更研修情報」及び「削除研修情報」の意味がわからない。

Q11-7 システムには、支部ごとのポイント状況がわかる機能はないのか。

Q11-8 以前の認定基準表上で上限が設定されている区分については、現在提供のCPD管理システムで検知できるか。

12 その他 (20 ページ)

Q12-1 土地家屋調査士CPDの履歴証明書の発行について教えてほしい。

Q12-2 名刺にポイントを表記することは可能か。

1 土地家屋調査士CPDの概要

Q1-1 土地家屋調査士CPDの目的は何か。

A 連合会が行う土地家屋調査士CPDは、正式名称を「土地家屋調査士専門職能継続学習」といいます。バランスの良い研修を行うために、研修題材の提供、研修会等の実施、研修会受講に対する公正・適正な評価及び学習履歴の管理を行うとともに、研修実績の公表を行うことで、資格者として必要な関係法令や技術の習得に寄与し、会員の能力向上を図ることを目的とするものです。

Q1-2 土地家屋調査士CPDの制定根拠は何か。

A 土地家屋調査士に求められる義務の一つに、土地家屋調査士法第25条の研修の規定があります。この規定に基づき連合会において「土地家屋調査士研修制度基本要綱」を定めるとともに、公正・誠実な業務の遂行に寄与し、会員の能力向上を図ることを目的とする土地家屋調査士CPDを制定しました。

また、平成13年の司法制度改革審議会意見書にある法曹界に対する継続教育の重要性の提言と、規制改革会議においての資格者団体に対する業務・実務実績の開示検討及び措置も、土地家屋調査士CPDを制定する一因となりました。

Q1-3 土地家屋調査士CPDはどのように構成されているか。

A 土地家屋調査士CPDの構成は次のとおりです。

(1) 研修プログラムの提供

研修プログラムとは、連合会、各ブロック協議会、各土地家屋調査士会、各支部及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会等が主催する研修会・講習会・講演会・論文発表等のことです。

(2) 研修プログラム（題材・内容）の認定

研修プログラムを連合会が定める研修プログラムとして認定します。（認定基準表及び別表）

(3) 研修の評価

研修プログラムに対し、認定基準表に示すポイントを付与します。

(4) 学習履歴の管理

会員の学習履歴をCPD管理システムで管理します。

(5) 学習履歴の証明事務

会員の学習履歴を証明するため、会員の申請によって「土地家屋調査士CPD学習履歴証明書」を発行します。

なお、発行に際し、各土地家屋調査士会は、必要に応じて会員から手数料を徴収する場合があります。

(6) 学習履歴の公開

連合会のホームページにおいては研修種別ごとのポイントを公開し、各土地家屋調査士会のホームページにおいては各土地家屋調査士会が定めた事項を公開します。

Q 1-4 土地家屋調査士CPDの形態と研修内容の詳細はどのようなものか。

A 土地家屋調査士CPDの形態と研修内容は以下のとおりです。

(1) 形態

- ① 参加学習型 : 研修会等に参加するもの
- ② 情報提供型 : 研究成果等自らの知識・技能を他の者に提供・講義するもの
- ③ 自己学習型 : 個人的に学習研鑽するもの

(2) 研修内容

- ① 倫理・法令関連 : 倫理、不動産登記法、土地家屋調査士法等
- ② 業務関連 : 技術研修、調査・測量実施要領、オンライン申請等
- ③ 境界関連 : 境界理論、筆界特定、調停技法等
- ④ その他

Q 1-5 土地家屋調査士CPDの対象者は誰ですか。

A 土地家屋調査士専門職能継続学習運営細則第2条において、対象者は土地家屋調査士と規定しています。連合会、各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会は、会費で組織・事業の運営を行いますので、補助者及び有資格者は対象者となりません。

また、隣接資格者である測量士及び測量士補等も土地家屋調査士CPDの対象者とはなりません。

2 認定基準表の概要

Q 2-1 認定基準表の概要について説明してほしい。

A 認定基準表には、土地家屋調査士CPDの形態等の枠組みを明示しており、その概要は下記のとおりです。

(1) 形態について

4種類の形態に分類し、受講が「1参加学習型」、講義の講師、執筆活動及び社会貢献への参加等が「2情報提供型」、専門雑誌及び専門図書の購読等が「3自己学習型」、前記以外が「4その他」となります。

(2) 種別について

10種類の種別（アルファベット）に分類し、研修会等の記録（コード）に用います。

- (3) 区分について
種別を細分化します。

Q 2-2 認定基準表の種別及び区分について説明してほしい。

A 種別及び区分の主な事項は下記のとおりです。

(1) b 講習会等

① 一般講習・一般講演会

連合会、各ブロック協議会、各土地家屋調査士会、各支部及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会等が主催する土地家屋調査士業務に関連する研修会・講習会等を指します。

② 外部

①以外が実施する土地家屋調査士業務に関連する研修会・講習会等を指します。

③ 特定研修

①における土地家屋調査士研修制度基本要綱第2条第2号に規定する研修を指します。

(2) c 見学会

① 見学会・視察

歴史的資料、文献の展示、技術関連機器の用法及び地籍や登記制度等の土地家屋調査士業務の参考となる見学・視察を指します。

(3) h 講師

① 講師

土地家屋調査士業務に関連する研修会・講習会等の講師及び学校等の講師を指し、レジュメ及び資料等で判断します。

② 発表

土地家屋調査士業務に関連する課題の研究結果の発表を指します。例えば、歴史的資料の研究、土地利用状況（所有・占有・賃貸）による筆界の考察、都市部における街区形成（街づくり）の提案等がその例です。

(4) i 執筆

① 執筆活動

土地家屋調査士業務に関連する専門情報誌・機関誌等への寄稿等を指し、執筆内容から判断します。

② 論文発表

土地家屋調査士業務に関連する学術誌への論文の執筆及び発表等を指し、内容から判断します。

③ 図書

土地家屋調査士業務に関連する図書の執筆を指します。図書の種類は、単著、共著及び多数

分担執筆に分類され、内容から判断します。

Q2-3 土地家屋調査士CPDのポイントとは何か。

A ポイントは、認定基準表に基づく研鑽に対し、適正・公正な評価を行い、研修の受講や講義を実施した時間をポイントに換算したもので、これを会員へ付与します。

Q2-4 ポイントはすべての研修等に付与されるか。

A 原則、認定基準表に示すポイントを付与します。

なお、各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会においてポイントに疑義が生じた場合、まずは運営委員会が判断しますが、判断できない場合は評価検討委員会において審議して決定します。

Q2-5 会員が所属する土地家屋調査士会以外が主催する研修会等に出席した場合のポイントはどのように扱われるのか。

A 一般講習・一般講演会への参加については、時間管理ができる場合は時間分のポイントを、時間の管理ができない場合は1件1ポイントとし、主催の土地家屋調査士会から受講者が所属する土地家屋調査士会へ報告してポイントを付与します。

なお、外部への参加・特定研修については1件又は1日1ポイントとしますが、資料やレジュメ等の写しを添え、所属する土地家屋調査士会へ申請する必要があります。

また、他資格者として受講されたものはポイントを付与できません。

Q2-6 認定基準表の区分「外部」について教えてほしい。

A 「外部」とは、連合会、各ブロック協議会、各土地家屋調査士会、各支部及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会等以外の機関を指します。「外部」で開催された研修会等については1件又は1日1ポイントとなります。

Q2-7 講師のポイントが受講のポイントの3倍の理由はどのようなものか。

A 受講のポイントは30分0.5ポイントですが、講師は、講演資料作成の資料調査等、準備に多くの労力を費やすことから、教える立場と受講者を比較してその数倍のポイントが必要と判断し、他のCPDを参考に3倍と設定しました。

3 認定基準表（参加学習型）

Q3-1 土地家屋調査士特別研修は、研修ごとにポイントを付与するのか。また、考査もポイントを付与するのか。

A 土地家屋調査士特別研修は、研修終了後、基礎研修から総合講義までの45時間分（45ポイント）をまとめて同研修の開始月に付与します。内訳は、基礎研修17ポイント、グループ研修15ポイント（必須時間のみ）、集合研修10ポイント及び総合講義3ポイントとなります。聴講者にも同様にポイントを付与しますが、グループ研修は対象外のため、最大で30ポイントとなります。

なお、遅刻・早退はその分を差し引いて付与します。

また、考査は研修ではないためポイントを付与しません。

Q3-2 ADR認定土地家屋調査士に対するポイントも存在するのか。

A ADR認定土地家屋調査士とは、土地家屋調査士法第3条第2項に該当する土地家屋調査士のことであり、この旨を土地家屋調査士名簿へ登録した時点でインセンティブとして5ポイントを付与します。

Q3-3 公共嘱託登記土地家屋調査士協会が主催する研修会に参加してもポイントは付与されるか。

A 管轄する土地家屋調査士会内の全会員に周知（ホームページ公開も可）し、社員でない会員も参加できる場合にのみポイントを付与します。

Q3-4 各支部の研修会・委員会活動・グループ研修はポイントの対象か。また、各支部で研修内容や開催頻度に差が生じると思うがどうすればよいか。

A 各支部の研修会は一般講習・一般講演会としてポイントを付与します。また、各支部の委員会活動・グループ研修は、内容次第で認定基準表の区分「外部」（1件又は1日1ポイント）としてポイントを付与しますので、資料やレジュメ等の写しを添え、所属する土地家屋調査士会へ申請する必要があります。

なお、CPDはその性質上、積極的な研鑽に対して評価する制度のため、各支部による研修内容や開催頻度の差はやむを得ないことと考えますが、土地家屋調査士会からの指導及び講師派遣等で是正していただきたいと考えます。

Q3-5 有志でグループ研修を実施した場合もポイントは付与されるか。

A 内容次第で、Q3-4の「外部」と同様の申請で1件又は1日1ポイントを付与します。

Q3-6 地方公共団体が主催の研修会は認定基準表の区分上では「外部」となるが、対象者が土地家屋調査士のみであり、時間管理も可能な場合、区分「一般講習会」としてよいか。

A 主催が地方公共団体のため、Q3-4の「外部」と同様の申請で1件又は1日1ポイントを付与します。

Q3-7 各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会の研修会において、受講を証明してくれない場合もポイントは付与されるか。

A 時間管理の状況を証明することができませんので、Q3-4の「外部」と同様の申請で1件又は1日1ポイントを付与します。

Q3-8 測量CPDの講習会もポイントが付与されるか。

A 測量CPDの講習会は、土地家屋調査士業務に関連するもののみ、Q3-4の「外部」と同様の申請で1件又は1日1ポイントを付与します。

Q3-9 受講条件を設定した研修会を開催した場合もポイントを付与できるか。

A 内容次第で認定基準表の区分「特定研修」（1件又は1日1ポイント）としてポイントを付与しますので、資料やレジュメ等の写しを添え、所属する土地家屋調査士会へ申請する必要があります。

Q3-10 eラーニングでコンテンツを視聴した場合、どうやってポイントが付与されるか。

A 連合会が定期的にeラーニングシステムからコンテンツの視聴履歴を取り出し、ポイントを付与します。このポイントは、連合会が各土地家屋調査士会の要請を受けて送付するCPDポイントデータに含めて通知します。

Q3-11 eラーニングでコンテンツの視聴を途中で止めた場合、その地点までの視聴履歴でポイントが付与されるか。

A コンテンツを最後まで視聴した場合にのみポイントを付与します。

Q3-12 eラーニングの同一コンテンツを何度も視聴した場合、その度にポイントが付与されるか。

A 1コンテンツ当たり当該コンテンツをすべて視聴した場合、何度視聴しても初回のみポイントを付与します。

Q3-13 集合形式で開催された研修会とeラーニングで視聴したコンテンツが同一の場合、両方の分のポイントが付与されるか。

A 集合形式の研修会は認定基準表の区分「一般講習」又は「一般講演会」となり、eラーニングは区分「eラーニング」になりますので、それぞれポイントを付与します。

4 認定基準表（情報提供型）

Q4-1 以前の認定基準表では、情報提供型の各種別（講師・執筆・社会貢献）にポイントの年間上限は設定されていなかったが、なぜ設定したのか。また、上限を超えたポイントは、他のコードや他の年度にポイントを振り替えてよいか。

A CPD評価検討委員会で指摘された「CPDは研修の受講が基本である。」ことを踏まえ、研修の受講以外の区分ではほとんどの区分で上限を設定しました。そして、区分「講師」の年間上限は年間目標ポイント数と同じとしました。

なお、上限を超えたポイントは、他のコードや他の年度に振り替えることはできません。

また、現在のCPD管理システムにおいて、当内容を自動検知する機能はありませんが、今後のシステム改修で対応する予定です。

Q4-2 支部の研修委員で講師と資料作成を分担したが、どのようにポイントを付与すればよいか。

A 講師にのみ、認定基準表の区分「講師」（30分1.5ポイント）のポイントが付与します。

Q4-3 市町村で開催する無料登記相談もポイントが付与されるのか。

A 認定基準表の種別「社会貢献活動」（1件又は1日1ポイント）としてポイントが付与します。他には災害復興支援活動も想定しています。

5 認定基準表（自己学習型）

Q5-1 連合会会報購読のポイントはいつ付与するのか。またコードは何か。

A ポイントは3月31日時点の会員へ付与し、コードは「年月（4桁）-000-r5z-0」です。

Q5-2 雑誌又は書籍を借りて読んだ場合もポイントは付与されるか。

A 領収書の写しの提出を求めていますので、購読以外ではポイントが付与しません。

Q5-3 以前購入してポイントが付与された図書の続編や改訂版を購読した場合、ポイントは付与されるか。

A 指定された図書の続編又は改訂版を購読された場合、それぞれ新たにポイントを付与します。

Q5-4 指定された図書の過去の購入者もポイントを付与できるとのことであるが、領収書がなくてもよいか。また、いつ付けでポイントを付与するのか。さらに、過去を正確に遡ることができない場合、過去の購入者はポイントを付与しなくてもよいか。

A 各土地家屋調査士会に購入記録があれば、領収書がなくてもポイントを付与できます。過去の購入者に対しては、認定基準表の改定版の運用を開始した平成23年4月1日付けでポイントを付与します。

なお、各土地家屋調査士会で購入記録の状況（情報の正確さを含む）は異なるとともに、過去に遡る期間の意見も異なりますので、ポイントの付与は、各土地家屋調査士会で独自に判断していただいて差し支えありません。

Q5-5 自己学習型では、ポイントの年間の上限が設定されている区分があるが、なぜ設定したのか。また、上限を超えたポイントについては、他のコードや他の年度にポイントを付与することは可能か。

A Q4-1のとおりCPD評価検討委員会の指摘を踏まえて上限を設定するとともに、上限を超えたポイントは、他のコードや他の年度に振り替えることはできません。

Q5-6 土地家屋調査士会等から借りた研修会の映像（DVD等）を視聴して、ポイントは付与されるか。

A 認定基準表の区分「視聴講習」（30分0.5ポイント）としてポイントを付与します。ただし、下記のとおり、視聴方法によって条件が異なります。

各ブロック協議会、各土地家屋調査士会及び各支部において集合形式で視聴する場合は、時間管理ができれば30分0.5ポイントで付与し、時間管理ができなければ1件1ポイントでポイントを付与します。

また、事務所や自宅等、個人で視聴される場合は、1,000文字以上のレポートを土地家屋調査士会へ提出し、内容を確認の上、土地家屋調査士会長の承認が得られれば30分0.5ポイントを付与します。

6 認定基準表（別表コード一覧）

Q6-1 認定基準表の区分「社会貢献」は別表に該当するコードがない。

A コード「2z」の目欄に具体例を追加しましたので、このコードを使用してください。

Q6-2 講師のコードの組み立て方がわからない。

A 従来の認定基準表では、研修コードの会番号の「70」、種別の「h」、コードの「4 各種講師等」の組合せが複雑であったため、検討の結果、コード「4 各種講師等」を使用しないこととして認定基準表別表コード一覧へ反映しました。今後、講師のコードは、会番号「70」（この場合、種別は自由に付与が可能です。）又は種別の「h」（この場合、会番号は自由に付与が可能です。）のいずれかを使用してください。

Q6-3 認定基準表別表コード一覧の「42 研修・業務役員等従事者（役員・担当役員別）」の用途がわからない。

A 以前、認定基準表の種別に「役・委員」を設けており、当コードはその際に使用することを検討していましたが、前記種別は不要となり同表から削除しましたので、当該コードについて使用しないでください。

Q6-4 土地家屋調査士会（センター構成員・同相談員・同調停員含む）・ブロック協議会・連合会の役職者に対して、ポイントは付与されるか。

A 役職に対してポイントは付与しません。

Q6-5 不動産登記法第14条地図作成作業の従事者・委員長・班長及び筆界調査委員もポイントの対象か。

A Q6-4のとおり付与しませんが、職務に関連する研修はポイントを付与します。

Q6-6 連合会会報購読のコードは何か。

A Q5-1のとおり、コードは「年月（4桁）-000-r5z-0」です。

Q6-7 新人研修では複数の研修科目があるが、それぞれコードを分けなければならないか。

A 新人研修は、認定基準表別表コード一覧の「6 新人研修等」でまとめて付与してください。

7 研修計画

Q7-1 連合会から研修計画や研修制度が示されていない。

A 連合会では、土地家屋調査士研修制度基本要綱等の研修に関する規程を設置していますので、研修計画及び研修制度は、それらを参考に各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会で策定していただきたいと考えます。

Q7-2 研修制度の規則等を制定したいがどのようにすればよいか。

A 連合会諸規程集に土地家屋調査士研修制度基本要綱等がありますので、参考にしてください。

Q7-3 土地家屋調査士会で実施している研修制度と連合会が制定した土地家屋調査士CPDとの整合性がとれないが、どうすればよいか。

A 連合会が制定した土地家屋調査士CPDへ、努めて合わせていただきますようお願いいたします。全国統一的に行う土地家屋調査士CPDを生かすため、必要に応じて検討・改良しますので、ご提案をいただきたいと考えます。

Q7-4 土地家屋調査士CPDの実施に伴い、従来の研修の他に新たな研修が必要か。

A 土地家屋調査士CPDは、資格者として必要な関係法令と技術の習得に寄与し、会員の能力向上を図ることを目的とするものです。基本的には、各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会が開催してきた研修を変更する必要はありませんが、認定基準表を参考に、不足する研修を追加していただきたいと考えます。

Q7-5 土地家屋調査士CPDの実施に当たり、細分化した研修計画の設定や理解度を問う必要性はないか。また、連合会で標準的なテキストは作成しないのか。

A 細分化した研修計画は、各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会で立案していただきたいと考えます。また、研修終了後に理解度を問うことも検討して構いませんが、土地家屋調査士CPDは研修実績を評価する制度であることから、連合会では現段階で考えていません。

なお、標準的なテキストの作成は、内容が多岐にわたるため、現段階では検討していません。

Q7-6 各ブロック協議会、各土地家屋調査士会及び各支部で研修内容や開催頻度に差が生じるがどうすればよいか。

A 各支部についてはQ3-4と同様ですが、各ブロック協議会及び各土地家屋調査士に対しては、連合会からの指導・講師派遣も考えております。

Q7-7 会員が目標ポイントをクリアするためには、研修回数の増加及び大規模会場の確保が必要となり、今まで以上に予算を確保する必要があるが、連合会はどのように考えているのか。

A 連合会が実施する研修会については、会員が平等に受講できるよう配慮したいと考えますが、各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会が実施する研修会については、有料化も考慮の上、各土地家屋調査士会等において適切に対応していただきたいと考えます。

Q7-8 研修プログラムの認定に必要な書類は何か。また、同認定の申請はいつまでに行うのか。

A 各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会が行う研修プログラムの認定は、認定基準表に示した研修会等を実施する場合は申請が不要ですが、認定基準表にないものは、研修会等の前後（期日はありません。）に「土地家屋調査士CPD研修プログラム認定申請書」とともに研修の内容がわかる資料（レジュメ等）を連合会へ提出してください。

Q7-9 土地家屋調査士CPDに研修ライブラリは関係あるのか。

A 連合会ホームページの研修ライブラリでは、各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会の研修会情報を共有することができるため、研修計画の立案時に研修内容の選択肢が増加することが考えられます。

Q7-10 連合会が推薦する講師はいるのか。

A 土地家屋調査士を講師とする2号講師団名簿（平成21年9月11日付け日調連発第168号）及び土地家屋調査士以外を講師とする1号講師団名簿（平成22年4月23日付け日調連発第31号）をそれぞれ提供しています。今後も継続して改定を行う予定です。

8 時間の管理

Q8-1 ポイントの付与の根拠となる時間の管理について教えてほしい。

A 研修会における時間の管理は、最小単位を30分0.5ポイントとして計算します。例えば、3時間20分の場合3.5ポイントを、また、3時間35分の場合も同様に3.5ポイントを付与します。30分を1単位とした場合、その半分の以下・以上で切り上げ切り捨てを行い、途中の休憩時間があっても研修会開始から終了までの時間が対象時間となりますが、昼食時間は除いてください。

なお、付与するポイントは研修時間の合計を上限としますが、コードごとのポイント割り振りやポイントの一括計上については各土地家屋調査士会の判断に委ねます。

Q8-2 受講者が遅刻・早退した場合のポイントについて教えてほしい。

A 遅刻・早退の管理は研修主体の判断に委ねます。

9 ポイントの取扱い

Q9-1 1年間に取得するポイントに限度はあるか。また目標ポイントの指針はあるか。

A 1年間に取得するポイントに限度はありません。土地家屋調査士法第2条の職責を全うするために同法第25条において会員に研鑽を要請しているために限度を設ける必要がありません。

なお、目標ポイントは、1年間16ポイント、5年間80ポイントとしていますが、年間8ポイントを下回る会員へ、研修励行を促す指導を各土地家屋調査士会長に委ねます。

Q9-2 1年間の目標ポイントと5年間の目標ポイントを設定した理由は何か。

A 近い目標が必要であることから、1年間の目標ポイントを設定しました。また、単年受講だけではなく、複数年受講のものもありますし、年によっては事情で研修会等に出席できない場合もありますので、5年間の目標ポイントを設定しました。

Q9-3 目標ポイントの達成者に対する顕彰は考えているか。

A ポイントは、適正な評価の下に設定し、会員の研修受講状況の把握と受講目標に役立てるため数値化したものであり、顕彰を目的としていませんが、会員の受講に対する姿勢、努力に報いる一方法として各土地家屋調査士会の総会の席上等で顕彰することは非常に意義のあることですので、検討の上、実施することに差支えありません。

Q9-4 ポイントが少ない会員への指導はどのように考えているのか。また、ポイントの有効性はどのように考えているのか。

A ポイントが少ない会員への指導は、Q9-1のとおり、各土地家屋調査士会へ委ねます。

また、ポイントの有効性は、①第三者（有識者）の評価を得ていること、②研鑽の実績、その後の業務への反映に有効であること、③継続研鑽の実績評価であること、が挙げられます。これらを踏まえたポイントは、高い評価に値するものと考えます。

Q9-5 ポイントの取得に偏った会員が出るのではないか。また、ポイント数によって会員資質の優劣が判断されるおそれはないか。

A 土地家屋調査士CPDは、会員の資質向上、能力の開発を大きな目的として制定しており、会員が研修に対する目標設定とバランスの良い研修等の事業展開等を提案しています。結果として多く研修に参加した者には、その効果は十分発揮されるものと期待をしています。

ポイントは、会員の立場や役職等によって差異を生じることはやむを得ませんが、その内容で会員の優劣を判断するものではなく、会員の客観的な一情報として捉えていただきたいと考えます。

Q9-6 会員の資質が高いのにポイントが少ない場合はどのように考えるのか。

A 土地家屋調査士法は、資格者として登録がある限り、資質の優劣及びポイント数に限らず、常に研鑽に励むことを要求していますので、資質の高い会員は研修を受講するだけでなく、講師として

会員を指導することも期待しています。

なお、客観的な判断が難しいため、実務実績・実務経験に対してポイントは付与しません。

Q9-7 入会前に新人研修を受講したが、入会後にポイントを付与してもらえるか。

A 入会前の研鑽は原則ポイントを付与しません。ただし、測量技術講習会及び土地家屋調査士特別研修についてはポイントを付与することが可能ですが、測量技術講習会については平成19年度分、土地家屋調査士特別研修については第1回から第3回分をそれぞれ平成20年4月付けで付与することとしており、平成21年以降の実施分については、実施年月で付与することとなります。

Q9-8 土地家屋調査士法人に対するポイントはどうなっているのか。

A 土地家屋調査士CPDは、個人に対する研鑽の目標設定及び評価であるため、法人のポイントはありません。

Q9-9 ポイントの有効期限はどうなっているか。

A ポイントの有効期限は最大6年です。厳密には当年度+過去5年度となります。これは、年度ごとにポイントを公表又は証明することを前提としているためです。

なお、継続して残り続ける例外的なポイントははありません。

10 ポイントの公開

Q10-1 ポイントの公開方法はどのような方法か。また、どのような内容を公開するのか。

A 連合会のホームページに土地家屋調査士CPDのページを設け、そのページから土地家屋調査士会のホームページへジャンプします。

なお、公開内容については、平成22年4月26日付け日調連発第32号をもって各土地家屋調査士会へ周知したとおり、氏名、登録番号及びポイント等です。

Q10-2 ポイントの公開は理解するが、会員の業務歴の長さによる合計ポイントの差はどう考えるか。

A 業務歴が長い会員と新人会員とでは当然合計ポイントに差がありますが、やむを得ないことと考えております。各土地家屋調査士会において、公開する情報に入会年を明記する等の業務歴がわかりやすい方法を検討していただきたいと考えます。

Q10-3 ポイントを公開するに当たり、会員の同意を得なければならないのか。また、同意を得るためのひな型は存在するか。

A 個人情報保護に関する法律等から、会員の同意が得られないポイントの公開は適切ではない可能性がありますので、同意を得た会員のみ公開することが望ましいです。しかしながら、土地家屋調査士CPDの趣旨から、基本的には公開の同意を得ていただく方向でお願いしていただければと思います。

なお、ひな型については、平成22年4月26日付け日調連発第32号をもって各土地家屋調査士会へ周知しています。

Q10-4 ポイントを公開するに当たり、会員の同意が得られなかった場合、出欠の情報だけでも公開して構わないか。

A 出欠の情報もQ10-3と同様と考えます。

11 CPD管理システム

Q11-1 システムをインストールしているパソコンを買い替えたいが、購入するパソコンのOSがWindows 7 Home editionでも動作するか。

A Windows 7だけではなく、Windows Vista及びWindows XPにおいても、Home editionについては動作を保証していませんので、動作を保証するProfessional editionの購入をお願いします。

なお、64bit版では動作しません。

Q11-2 システムの「配布取込」から、連合会から送付されたCPDファイル（会番号-年月日CPD）を選択しようとしたが、該当ファイルが表示されない。

A CPDファイルには拡張子がありませんので、メールソフトが自動的に「.dat」を付加する場合があります。この状態では画面に表示されませんので、事前にファイル名の変更で「.dat」を削除し、システムを起動するようにしてください。

なお、使用するパソコンが拡張子を表示しない設定の場合は、エクスプローラー上の「ツール」から、「フォルダオプション」「表示タブ」「詳細設定」へ進み、「登録されている拡張子は表示しない」のチェックボックスをクリックしてチェックを外してください。

また、今後のシステム改修で、「.dat」のまま「配布取込」ができるよう対応する予定です。

Q11-3 システムを動作させる際、「java.lang.Systemのタイプ初期化子が例外をスローしました。」とのエラーが表示された。

A システムを送付したCD内にある「Microsoft Visual J#2.0 再頒布可能パッケージ」をインストールしてください。インストール方法はマニュアルに掲載のとおりです。

Q11-4 システムで外字を表示したい。

A 連合会事務局へご連絡していただければ、連合会で使用の外字フォントを提供しますので、システムを搭載したパソコンへインストールすることで、外字が使用できるようになります。

ただし、上記の動作を行った場合、該当パソコンの外字フォントをすべて上書きし、過去の外字は使用できなくなりますので、事前に十分ご検討ください。

Q11-5 新入会員の研修情報を反映したいが、名簿に存在しないし入力もできない。

A 会員情報は連合会で更新しますので、システムの「報告用作成」でCPDファイルを作成の上、連合会へメールで送付してください。折り返し、連合会から会員情報を反映したCPDファイルを送付しますので、システムの「配布取込」から当該ファイルを取り込むと会員情報が更新されます。

Q11-6 システムの「配布取込」で表示される「変更研修情報」及び「削除研修情報」の意味がわからない。

A 「変更研修情報（連合会での追加・修正情報）」は、連合会が送付したデータのうち、土地家屋調査士会側のシステムに存在しないデータとなります。一方、「削除研修情報（調査士会にのみ存在する情報）」は、土地家屋調査士会側のシステムにのみ存在するデータとなりますので、差し支えがある場合は連合会へお知らせください。

具体的には、連合会へ報告していないデータが存在する状態で「配布取込」を行った場合に、「削除研修情報（調査士会にのみ存在する情報）」に連合会へ未報告のデータが表示されます。

Q11-7 システムには、支部ごとのポイント状況がわかる機能はないのか。

A 同機能については、今後のシステム改修において登載の要否について検討します。

Q11-8 以前の認定基準表上で上限が設定されている区分については、現在提供のCPD管理システムで検知できるか。

A Q4-1のとおり、今後のシステム改修で対応する予定です。

12 その他

Q12-1 土地家屋調査士CPDの履歴証明書の発行について教えてほしい。

A 履歴証明書は、会員から申請があれば発行することとしています。この証明に代わるものとして年間の取得ポイント数を全会員に配布することも検討しましたが、経費等の問題から申請制としま

した。

なお、発行に際し、各土地家屋調査士会は、必要に応じて会員から手数料を徴収する場合があります。

Q12-2 名刺にポイントを表記することは可能か。

A 名刺に受講ポイントを表記することの是非については検討に至っておらず、現時点では考慮していません。